

子どもの権利委員会第 86 回オンライン会期閉幕

2021/02/04

国連人権高等弁務官事務所

オンラインで開かれていた子どもの権利委員会第 86 会期が閉幕した。今会期では 24 の会合が開かれ、いずれの会合も定足数を満たしたが、時差と接続の問題のためにすべての委員が全会合に出席することはできなかった。締約国の報告書審査は延期となったが、事前質問事項と定期報告に先立つ事前質問事項に関する作業は行われた。また、個人通報に関しては、13 の決定が採択され、そのうち 4 件(対フィンランド、デンマーク、スペイン)が権利侵害あり、1 件(対フランス)が受理可能、7 件が審理終了となった。さらに、デジタル環境に関わる子どもの権利に関する一般的意見 25 号が採択された。活動方法に関する討議も継続して行われ、代替的な監護における子ども・青少年の権利に関する一般討論が 9 月 17 日に行われることとなった。第 87 会期は 2021 年 5 月 17 日～6 月 4 日に開催される予定である。

人権理事会諮問委員会開催の予定

2021/02/11

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 25 会期が 2 月 15～19 日に開催される。この会期は 2020 年 8 月 17～21 日に開催予定であったが、COVID-19 パンデミックのために延期されていた。COVID-19 感染拡大防止の観点から、会期は初めての完全なオンラインでの開催となる。会期では 4 つのテーマが扱われる。すなわち、①世界における人種的平等の状況、②最新デジタル技術と人権、③人権機関・メカニズムにおける女性代表の現状、④人権享受へのテロの悪影響、である。具体的には、引き続き①と④に関する報告書の作成作業を行い、②と③に関しては活動をまとめ、6 月開催予定の人権理事会第 47 会期に調査報告書を提出する予定である。諮問委員会は、2008 年に設立された人権理事会のシンクタンクであり、理事会の要請により研究・調査に基づく助言を行い、年 2 回会合を開く。18 名の独立専門家で構成され、日本の中井伊都子さんも 2022 年までの任期で委員を務めている。

強制・非自発的失踪作業部会開催の予定

2021/02/12

国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的失踪作業部会第 123 会期が 2 月 15～19 日に開催され、36 か国に関わる 600 以上のケースが検討される。この会期はリモートで開催され、失踪者家族・政府当局・市民社会代表その他の関係者と事件等に関わる情報の交換が行われる。また、強制失踪からのすべての者の保護に関する宣言（強制失踪宣言）の実施における障壁、例えば、逆行的な立法・実行、事件への取組みの制度上の失敗等に関わる申立ても検討される。さらに、非政府主体による失踪、国際的移動中の強制失踪の問題も討議される予定である。5 名の独立専門家で構成される強制・非自発的失踪作業部会は、安否と所在を確認する失踪者家族を支援する目的で設立された。作業部会は、家族と関係政府とのコミュニケーションの方法の確立に務め、また、強制失踪宣言を実施する各国政府への支援も行う。

女性差別撤廃委員会第 78 会期開幕

2021/02/15

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 78 会期が開幕した。今会期は 2 月 25 日までの日程でオンラインで行われる。2 月 22～24 日にデンマークの第 9 回報告が審査されるが、その他の締約国との対話は COVID-19 パンデミックのために延期となった。開会にあたり、人権事務局長兼事務総長代表が声明を述べ、今回委員会が締約国の審査を試験的にオンラインで行うと決定したことを称賛した。また、昨年 12 月 14 日の条約機関議長会議に言及し、オンライン会合の問題点が取り上げられ、建設的・実質的なオンラインでの対話は双方向で障がい者がアクセスでき透明かつ参加型でなければならず、そのための適切なプラットフォームの必要性が指摘され、締約国に対して条約機関の活動のためのオンライン・プラットフォームの設置を検討することが求められたと述べた。今会期の公開の会合は <http://webtv.un.org/> で視聴可能である。

社会権規約委員会第 69 会期開幕

2021/02/15

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 69 会期が開幕した。今会期は 3 月 5 日までの日程でリモートで行われ、フィンランドとラトビアの報告の審査が行われる。委員長・副委員長・報告者の選出は、COVID-19 による例外的状況を鑑み延期され、対面での開催が期待される今年 9 月の次会期で行われることとなった。人権高等弁務官事務所の代表が開会の挨拶を行い、COVID-19 により現存する社会的・経済的不平等が露呈し深刻化しており、パンデミック対応と復興過程において経済的・社会的・文化的権利の保護を確保するために、委員会の活動はかつてなく重要であると述べた。また、委員会の COVID-19 ワクチンへの普遍的・公平なアクセスに関する声明は時宜を得たものであると指摘した。さらに、事務所は高齢者に関する活動を大幅に強化していることを報告し、委員会が会期中にまとめる予定の高齢者の保護の欠落に関する見解は非常に有用なものになると述べた。

人権理事会第 46 会期開催の予定

2021/02/17

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 46 会期が 2 月 22 日～3 月 23 日にジュネーブの国連欧州本部で開催される。2 月 22～24 日にはハイレベルセグメントが行われ、130 か国以上の高官が人権の促進・保護に関する自国政府の取組みについて演説する。会期中には、広範な人権問題に関する報告書が検討され、人権専門家・グループ・メカニズムとおよそ 50 か国に関わる問題等について 30 以上の双方向の対話が行われる。特に、人権の主流化、死刑に関するハイレベル・パネルディスカッションの他、子どもの権利、障がい者の権利、人権の促進・保護における貧困削減の役割、アフリカ系の人々のための国際的 10 年の中間評価に関する討議が予定されている。さらに、14 か国(アンドラ、ベラルーシ、ブルガリア、クロアチア、ホンジュラス、ジャマイカ、リベリア、リビア、マラウイ、モルディブ、マーシャル諸島、モンゴル、パナマ、米国)に関する普遍的定期審査の結果文書が検討・採択される予定である。

人権理事会諮問委員会第 25 会期閉幕

2021/02/19

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 25 会期が閉幕した。今会期で討議された 4 つの問題は以下のような結論となった。①人権機関・メカニズムにおける女性の代表について、報告書を人権理事会第 47 会期に提出することを視野に入れ、暫定報告書案を採択した。②最新デジタル技術と人権について、報告書を人権理事会第 47 会期に提出するために、起草グループに対し草案をまとめるよう要請した。③人権享受に対するテロの悪影響について、今会期が延期となったために報告書を人権理事会第 45 会期に提出できなかったことに留意し、報告書を人権理事会第 48 会期(2021 年 9 月開催)に提出することを視野に入れ、起草グループに対し閉会中も活動を続け草案をまとめるよう要請した。④世界の人種的平等の状況について、最終調査報告書を人権理事会第 48 会期、第 76 回国連総会に提出するために、起草グループに対し調査報告書案をまとめるよう要請した。

人権理事会第 46 会期開幕

2021/02/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 46 会期が開幕した。開会にあたり、人権理事会議長は理事会にとって今回が初めてのほぼ完全なオンラインでの会期であると述べた。国連総会議長は、COVID-19 パンデミックは健康の危機であるだけでなく人権の危機でもあり、ワクチンへの平等なアクセスの確保等、全ての対応は人権を中心に据えたものなければならないと述べた。国連事務総長は、1 年前に理事会で「人権に関する行動の呼びかけ (a Call to Action for Human Rights)」を公表したが、COVID-19 は既存の分断を深め、人権を含め新たな分裂を引き起こしていると述べた。人権高等弁務官は、パンデミックは命に関わる差別の現実を顕にし、今なお医療への影響は終息に程遠く、経済・自由・社会・人々への影響は始まったばかりであると述べた。ホスト国であるスイスの代表は、パンデミックによって誰もが個人の自由の重要性を認識させられ、自由の危機的状況が明らかになったと述べた。

人権理事会 国連事務総長が演説

2021/02/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会で国連事務総長が演説を行った。内容は以下のとおり。1年前に公表した「人権に関する行動の呼びかけ」は、持続可能な開発、気候変動に関する活動、基本的自由の保護、ジェンダー平等、シビック・スペースの保護、デジタル技術による善の促進等、我々の最も重要な活動を進めるための包括的な枠組みである。この呼びかけを活用するよう緊急に訴えたい。行動が不可欠な大きな問題として、人種主義・差別・外国人排斥、ジェンダー不平等を挙げたい。世界中の人々は権利を確保・保護するために我々を頼りにしている。パンデミックによって人権が注目されているが、パンデミックからの復興は変革を生み出す機会ともなる。今こそリセットするときである。人権と人の尊厳に基づいて再建、再構築、より良く復興するときである。我々が決意とともに活動すれば、これは可能であると確信している。

人権理事会 ハイレベルセメント始まる 21 名の高官が演説

2021/02/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合でハイレベルセメントが始まり、21 カ国の高官が演説を行った。彼らは、人権の促進・保護の国内での取組み、多国間の秩序に直面する問題、世界規模の人権侵害等を取り上げた。また、COVID-19 パンデミックのために各国が直面する問題の規模・範囲、世界中の難民の深刻な状況を強調した。さらに、COVID-19 対策における国家プログラムを説明した。パンデミックのような地球規模の問題には多国間の対応が必要であり、その意味で理事会の役割はかつてなく重要になっているという発言もあり、これについて意見の一致をみた。複数の高官は、少女・女性の権利の重要性、ジェンダー平等、ドメスティックバイオレンス、死刑、デジタル空間に関わる問題等を取り上げ、極右のナショナリズムから生じる危険、国際的な脅威となっている白人至上主義に警告を発した。

人権理事会 ハイレベルセメント 31 名の高官が演説

2021/02/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では引き続きハイレベルセメントが行われ、31 名の高官が演説を行った。彼らは、パンデミックは健康・経済の危機であるだけでなく人権の危機でもあること、ワクチンの入手は基本的人権であり、差別なく全ての人々が入手できなければならないこと、多国間主義は新たに出現した無数の世界的課題に取り組むための唯一の方法であることに言及した。複数の高官は、人権の促進・保護、COVID-19 パンデミックの問題に対する自国の取組みを詳述した。この他、発言と報道の自由、女性・少女に対する暴力、多くの地域・国における人権侵害等が取り上げられた。中国の外相は、コロナウイルスは全ての国の共通の敵であり、協力が唯一の選択肢であること、生存・発展のための経済的権利を含め人権の全ての側面は体系的に向上させなければならないこと、人権が国内問題に干渉する政治的目的のために利用されてはならないこと等を主張した。

人権理事会 人権の主流化に関するハイレベル・パネル

2021/02/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権の主流化に関するハイレベル・パネルディスカッションが行われた。討議では、ダーバン宣言・行動計画採択 20 年後の人種主義・差別に対する闘いの現状、こうした取組みへの COVID-19 の深刻な影響に焦点が当てられた。発言者は、人種主義・差別・不寛容の撤廃を確約し、ダーバン宣言・行動計画 20 周年を歓迎した。中には、COVID-19 によって、世界の人々を守るための制度における人種的差別・不均衡が浮き彫りになっており、悲しむべき 20 周年になったとする発言もあった。また、COVID-19 ワクチンの配分に関し、ナショナリストによるアプローチがみられることに懸念が示され、昨今のナショナリズムの高まりは世界が人種主義に打ち勝てていないことを明らかにしているとの発言、人種とジェンダー・障がいの交差性がアフリカ系の人々の苦悩をさらに深めているとの発言もあった。

人権理事会 死刑の問題に関するハイレベル・パネル

2021/02/23

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、死刑の問題に関するハイレベル・パネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官は、死刑が他の刑罰以上の犯罪抑止効果を有するとした証明はなく、調査によれば、複数の死刑廃止国では殺人率は変化なく低下さえしており、犯罪を抑止するのは刑罰の確実性であって重さではないと述べた。その他の発言者からは、生命の権利は全ての権利の源であること、死刑は貧困者に大きな影響をもたらすこと、死刑が性的マイノリティに対するヘイトクライムの増加に関係すること、理事会のような公開の会議で経験を国際的に共有することが犯罪率対策における死刑の非効率性を明らかにする助けとなることに言及があった。一方、死刑に関する国際的なコンセンサスは存在せず、各国政府は刑法で死刑を存置する主権的権利を有し、死刑の執行猶予は犯罪被害者の権利を軽視する危険性があること等の主張もあった。

人権理事会 ハイレベルセグメント 日本外相も演説

2021/02/23

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合ではハイレベルセグメントが行われ、23 名の高官が演説を行った。発言者は、COVID-19 ワクチンが最貧国の国民等全てにアクセス可能なものとするよう求めた。また、COVID-19 パンデミックに関する誤報の世界的拡散に懸念を示した。さらに、パンデミックにより不平等が加速しており、2030 年までに 10 億人以上が極度の貧困状態になり、その 4 分の 1 が COVID-19 の直接の影響によるものとの調査結果に言及した。日本の茂木外相は、法の支配の推進を目的とする京都コンGRESS、東京オリンピック・パラリンピックの開催に期待を表した。また、アジア太平洋地域では目覚ましい経済発展があったが、ミャンマー・香港・ウイグル等での民主主義達成・人権保護は進行中の課題であり、北朝鮮による拉致の問題も未解決のままであると述べた。加えて、子どもに対する暴力やハンセン病差別の撤廃、世界の女性のエンパワメント・人権の促進への日本の取組みを紹介した。

人権理事会 ハイレベルセメント 29名の高官が演説

2021/02/23

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では引き続きハイレベルセメントが行われ、29名の高官が演説し、人権促進・保護、COVID-19 対策の自国での取組みが詳述され、多数の国での人権侵害が取り上げられた。具体的には、世界的な健康危機の中で人権と民主主義が危機的状況にあること、複数の国が表現や集会の自由等の民主的権利を侵害するために COVID-19 を利用していること、ワクチンのナショナリズムが広がっており、WHO の1月の報告によると世界で製造されたワクチンの95%を10か国が購入していることが指摘された。また、復興戦略と一層回復力のある経済の発展には多国間協力が必要であること、発展途上国が債務返済か医療提供かの選択を迫られないように、資金提供国と国際金融機関は発展途上国の債務負担を軽減する必要があること、全ての国が国連事務総長のグローバル停戦の呼びかけに応じる必要があることにも言及があった。

人権理事会 ハイレベルセメント終了

2021/02/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合ではハイレベルセメントが行われ、26 名の高官が演説を行った。発言者は、COVID-19 ワクチンへの公平・平等なアクセスが世界レベルで重要であること、最も基本的な自由を制限するために、時にはパンデミック対策の下で、特に市民社会・人権活動家・LGBTI 活動家・ジャーナリスト・メディア関係者に対して許されない圧力が行使されていること、全ての国は気温上昇を 1.5 度未満に抑えるパリ協定の目標を遵守する必要があること等に言及した。米国国務長官は、自国の人権理事会その他の重要な国際機関への復帰は誇りであるとし、米国は民主主義と人権を外交政策の中心に据えており、あらゆる場所の全ての人々の人権保護を確約すると述べた。また、人権理事会は残虐行為を記録し犯罪者の責任を追及することによって基本的自由の保護において重要な役割を果たしているが、イスラエルを注視し過ぎるのは遺憾に思うと述べた。

強制・非自発的失踪作業部会第 123 会期閉幕

2021/02/24

国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的作業部会第 123 会期が閉幕した。今会期は 2 月 15～19 日にオンラインで行われた。会期中に作業部会は 2020 年 10 月以降緊急手続の下で受理したカメルーン・中国・エジプト・インド・イラン・イラク・パキスタン・カタール・サウジアラビア・タンザニア・トルコ・ウズベキスタン・ベネズエラに関わる 31 件の強制失踪事件を検討した。この他に、33 か国に関わる 581 件も検討した。また、非政府主体による強制失踪に等しい行為についても討議を行った。さらに、失踪者家族、NGO その他の関係者、アルゼンチンと日本の政府代表とも会談した。加えて、緊急書簡・一般的申立て・緊急抗議に対する様々な政府の対応、新たな一般的申立て、今後の各国訪問、国際移動の状況で生じる強制失踪に関する新たな報告書の検討も行った。次の会期は 2021 年 5 月に開催の予定である。

女性差別撤廃委員会第 78 会期休会

2021/02/25

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 78 会期が休会に入った。会期は 3 月 4 日に再開され、今会期で審査されたデンマークの第 9 回報告の最終見解が採択される予定である。これは委員会では初のバーチャルでの審査であった。パンデミックによる例外的な状況を鑑みて、当初予定されていた他の 8 か国の報告審査は行われず、第 79 会期に延期された。第 79 会期がジュネーブで対面で開催可能かどうかは、3 月末に行われるパンデミックによる安全状況の評価を待つことになる。今会期では 2 つの重要な共同声明が採択された。1 つは「2030 年までにジェンダー・パリティを達成するための国内行動計画の呼びかけ」であり、3 月 8 日の国際女性デーに列国議会同盟と共同で公表される予定である。もう 1 つは「腐敗と人権」であり、子どもの権利委員会、社会権規約委員会、自由権規約委員会と共同で公表される予定である。第 79 会期は 2021 年 6 月 21 日～7 月 9 日に開催される予定である。

人権理事会 高等弁務官が発言 人権と貧困削減を討議

2021/02/26

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では人権高等弁務官が発言した。高等弁務官は、各国は COVID-19 の複合的な問題に対して難しい決定を下さなければならないこと、参加することは権利であり、より良く効率的な政策を確保する手段でもあること、これは回復力・繁栄・平和を築くさらなる効果を拡大することに言及した。また、世界のあらゆる地域でコロナウイルス・パンデミックが加速し続ける中、人々は取り残されたまま、あるいは一層取り残されており、それゆえに人権高等弁務官事務所・人権理事会その他の関係者は市民社会を無視するような方策を非難しなければならないと述べた。会合では、人権の促進・保護における貧困削減の役割に関する討議が行われた。発言者からは、現在の多面的な危機と適切に闘い、人々から貧困を除くために、最貧国の債務免除が必要であることが主張されたが、極度の貧困の削減が必ずしも人権実現につながるわけではないという発言もあった。

人権理事会 高等弁務官の発言に関する一般討論

2021/02/26

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権高等弁務官の発言に関する一般討論が行われた。発言者は、COVAX の取組みを称賛し、COVID-19 ワクチンの配分は公平・普遍的で最貧困を含めたものでなければならないと述べた。世界の安全・安全保障は全ての人の健康に関わることが強調され、ワクチンに関する国営の独占企業に懸念が示された。複数の発言者からは、欧米諸国は自分たちが民主主義の基準であると考え、他国の問題に干渉を続けているとの発言があった。また、健康の権利などに悪影響をもたらす一方的強制措置が人権の名の下に用いられることには矛盾があるとの発言もあった。多くの発言者が、被害者が加害者と在宅せざるをえないためにドメスティックバイオレンスが世界的に深刻化しており、世界中で表に出ないパンデミックが生じていることに言及した。また、今回の会合では、様々な人権問題が討議され、50 を超える国や地域の問題が取り上げられた。